

地域包括支援センターの運営方針について

高松市地域包括支援センター

地域包括支援センターの運営方針について

策定の根拠

介護保険法第115条の47第1項 (実施の委託)

市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより**包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託**することができる。

策定の目的

多様な運営主体が委託先となり得ることから、センターの運営方針を明確に示すことで、**公平・中立な立場から市町村施策との一体性を保ち、効果的な運営**を図る。

厚生労働省令/介護保険法施行規則

<運営方針策定において勘案すべき内容>

- ①市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- ②区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- ③介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
- ④介護予防にかかるケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針
- ⑤ケアマネジメント支援の実施方針
- ⑥地域ケア会議の運営方針
- ⑦市町村との連携方針
- ⑧公正・中立性確保のための方針
- ⑨その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

「運営方針」の位置づけ

() 内は高齢者人口

【委託】

高松市地域包括支援センター香川

香川
(11,000)

運営方針

【市直営】

地域包括支援センター

中央
(29,000)

サブセンター

仏生山
(25,000)

山田
(11,000)

牟礼
(20,000)

国分寺
(13,000)

勝賀
(10,000)

各センターが「運営方針」を共有し、理念の一体性、相互連携体制を確保する。

基本理念

住み慣れた地域で共に支え合い、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現
(第8期高松市高齢者保健福祉計画の基本理念)

基本的な方針

- 方針1 地域包括ケアシステムの構築方針
- 方針2 地域のニーズに応じて重点的に行うべき事業の方針
- 方針3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針
- 方針4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の基本方針
- 方針5 ケアマネジメント支援の実施方針
- 方針6 地域ケア会議の運営方針
- 方針7 認知症に関する取組方針**
- 方針8 市との連携方針
- 方針9 公正・中立性確保のための方針



独自項目

- 厚生労働省令が定める勘案すべき内容（8項目）を網羅するとともに、一部、市独自の内容（方針7）を取り入れる。
- 各方針に対し、主な取組内容を詳細に明記する。

基本方針1	地域包括ケアシステムの構築方針
概要	<p>高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域の関係機関・団体等と連携を図り、地域包括ケアシステムにおける中核機関としての役割を果たす。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○高松市高齢者保健福祉計画に基づいた事業の遂行○公正で中立性の高い事業運営○担当地区の特性或住民特性等の実情に応じた対応○保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の相互連携と協働○懇切丁寧な対応、適切な支援関係機関等と連携した支援○切れ目のない医療・介護連携の体制構築○高齢者の主体的な介護予防、健康の維持・増進に向けた取組の推進○多様な担い手による支え合いの体制づくりの推進

基本方針 2	地域のニーズに応じて重点的に行うべき事業の方針
概要	地域の実態把握・課題分析を通じて、 地域における共通目標を設定 し、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、目標達成に向けた活動を継続的に行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○統計情報や日常的な相談内容の分析等、量的・質的両側面からの地域の現状把握○地域包括支援ネットワークの活用による、情報が寄せられやすい体制の構築と、地域活動へ積極的な参加による、地域の実態やニーズの情報収集○把握した地域のニーズや課題等に沿った事業計画の策定及び、その点検・評価に基づく事業の質の向上

運営方針の内容③

基本方針3	介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針
概要	地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動など関係機関との連携を強化し、 高齢者を支援するためのネットワーク構築 を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○地域住民や関係者と相互のつながりを築き、日常的に連携が図られる体制の構築○地域ケア会議の開催や高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会の活用、多職種参加の研修会等を通じた相互連携、多職種協働によるネットワークの構築

基本方針 4	介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の基本方針
概 要	高齢者が地域で自立した生活を継続でき、自身が自主的に介護予防に取り組むための支援を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者本人の選択に基づく、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントの実施○ 特定の種類又は介護予防サービス事業者への偏りが無い公正中立性の確保○ 高齢者又はその家族に対する、サービスの提供方法等についての懇切丁寧な説明○ 高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりと、委託後の情報共有、連携に留意した高齢者の総合的な支援

基本方針 5	ケアマネジメント支援の実施方針
概要	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために、 個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメント を、地域の介護支援専門員が実践できるよう支援する。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○日頃から介護支援専門員との連携を密にし、相談しやすい環境や体制の確保○介護支援専門員の相互のネットワーク構築や実践力向上のための定期的な情報交換会や必要な研修等の開催○関係機関に関する情報提供や意見交換の場等を活用し、介護支援専門員と関係機関との連携体制の構築支援

基本方針 6	地域ケア会議の運営方針
概要	<p>高齢者への適切な支援を行うための検討を多職種で行うとともに、個別ケースの検討によって把握した地域課題を地域づくりや政策形成につなげる。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討を行うことによる個別課題の解決○地域福祉ネットワーク会議を活用した新たな社会資源の開発や地域づくりを行うことによる地域課題の解決○把握した地域課題等の集約と、地域ケア会議における政策形成のための協議

本市独自の項目

基本方針 7

認知症に関する取組方針

概要

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」と、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を目指し、認知症の人やその家族を継続的に支援する。

主な取組内容

- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発
- 早期診断、早期対応に向け、認知症初期集中支援チームやかかりつけ医との連携協力体制の整備
- 認知症地域支援推進員の配置による医療・介護など地域の関係機関との連携強化
- チームオレンジの活動支援による、地域で支える体制づくり
- 認知症カフェの運営支援による認知症の人の家族の負担軽減

基本方針 8	市との連携方針
概要	地域包括ケアシステムの実現に向け、 市と情報を共有し、地域課題の解決や政策形成につなげ るとともに、 市関係各課と有機的に連携 して、効果的な支援を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○市関係各課との連携、他機関協働事業の紹介○市が推進する高齢者保健福祉施策についての理解促進、市関係各課と情報共有による政策形成への寄与○地域包括支援センター相互の連絡調整、統合支援、関係機関とのネットワーク構築（直営型センター）○地域包括支援センター相互の連携を密にするとともに、行政機関の権限行使に協力・連携（委託型センター）○個人情報の共有の方針や共有する情報の範囲について、市と協議・確認（委託型センター）

基本方針 9	公正・中立性確保のための方針
概要	「公的な機関」として 地域や関係機関からの信頼 を損なわないよう公正・中立な立場を確保する。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○地域包括支援センターの運営について、運営協議会に報告し、その意見を踏まえた適切、公正かつ中立な運営○介護予防に係るケアマネジメントの実施やマネジメントの委託先選定に際しては、公正・中立性に配慮する